

第9回 農業分野における外国人材受け入れセミナー

不法就労を防ぐための実務対応

弁護士 児玉 祐基

2026/6/24

不法就労のリスク

01

身近に起こり得る不法就労

Case

農家のAさんは、収穫期の作業の手伝いをしてくれるアルバイトを、農園のホームページで募集している。ある日問い合わせフォーム経由で、Aさんの農園で働きたいというBさんから連絡を受けた。

Bさんは外国人だったが、会ってみると**日本語で会話**ができ、**以前日本の別の農園で働いていたこともある**という。Aさんは外国人を雇うのは初めてだったが、真面目そうで農業の経験もあるBさんの採用を決め、収穫や出荷の手伝いをしてもらうことにした。

Bさんは真面目に働いていたが、突然農園に来なくなり、連絡も付かなくなった。Aさんが心配していると、地方入管局の職員がAさんの農園を調査に訪れ、Bさんが**不法残留状態**で働いていたことを告げた。

「知らなかった」では済まされない

- × 外国人労働者も日本人労働者と同じように採用して問題ない
 - 外国人の場合、日本での在留の可否や就労の可否は外国人ごとに異なる
 - 就労できるとしても、従事できる業務の範囲や就労できる時間が限定されている場合がある

- × 日本で働いた経験がある外国人なら雇って大丈夫
 - 過去に適法に働いていたとしても、現在適法に働けるとは限らない

- × 働かせてはいけないと知らなかった場合は、罪には問われない
 - 法律の規制を知らなくても、罪に問われる可能性がある
 - 「きちんと調べれば就労できない外国人だと分かったはず」という場合も、罪に問われる可能性がある

不法就労をさせた場合のリスク

- 不法就労助長罪(入管法73条の2第1項)
 - 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその両方
 - 上限が「5年」「500万円」へと**厳罰化**
- 5年間の外国人**受入れ停止**
 - 不法就労をさせた法人や個人を雇用主とする技能実習計画が認定されない(育成就労制度でも同様)
 - 特定技能外国人が新規の在留許可や在留期間の更新許可を得られない
- レピュテーションへの影響
 - 不法就労事案は報道されることも多い
 - 取引先や金融機関からの信用を失う
 - 影響は不法就労をさせた法人や個人に限られない可能性も

不法就労の種類と対策

02

不法就労のさまざまな類型

- ひとくちに「不法就労」といってもさまざまな類型がある

- ① 在留が認められない外国人の雇用
- ② 就労が認められない外国人の雇用
- ③ 従事可能な業務の範囲を超えた業務への従事
- ④ 在留許可前・在留期間満了後の就労

- いずれの類型の不法就労も防ぐ必要がある

類型① 在留が認められない外国人の雇用

例

- 「短期滞在」や「技能実習」で入国後、不法残留状態となった外国人
- 偽造された在留カードを持っている可能性もある

対策

- 採用時に、在留カードの**原本**の提示を求める
- 外国人本人やあっせん業者の「適法に働ける」を鵜呑みにしない
- 在留カード読み取りアプリを活用する
 - 読み取った情報と券面の情報を見比べることができる
- 以上の対策は**どの類型でも必要**

類型② 就労が認められない外国人の雇用

例

- 「短期滞在」の外国人
- 「留学」や「家族滞在」の外国人で、資格外活動許可を得ていないもの

対策

- 在留資格ごとの就労の可否を
知る
 - 分からない場合は専門家や
公的機関に確認する
- 在留カードの裏面も確認する
- 2026年6月14日以降は記載
箇所の変更も

特定在留カードの券面イメージ

氏名	I M M I G U		在留 カード	
住所・ 住居地	東京都千代田区霞が関1丁目1番地1号霞ヶ関ハ イツ202号		性別	個人番号 カード
		2019年4月1日生 2030年9月14日まで有効		
国籍・地域	在留カード 番号	AB12345678CD		
在留期間満了日	2030年9月14日	就労制限 の有無	就労不可	
在留資格	留学			
資格外活動	許可 (週28時間以内・風俗営業不可)			
出入国在留 管理庁長官	出入国在留 管理庁長官 の印	0000		

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001464469.pdf>より

類型③ 従事可能な範囲を超えた業務への従事

例

- 「技術・人文知識・国際業務」の外国人に、収穫作業を行わせる
- 「特定技能」の外国人に、業務区分の範囲外の業務を行わせる
- 「就労は週28時間以内に限る」旨の資格外活動許可を得た外国人に、週28時間を超えて業務に従事させる

対策

- 在留資格ごとの就労の制限の有無・内容を**知る**
- 指定書がある在留資格の場合には、指定書も確認する
- 外国人の労働時間を把握する。資格外活動許可を得ている外国人の場合には、**他の就業先**の有無も確認する

類型④ 在留許可前・在留期間満了後の就労

例

- 転籍してきた「特定技能」の外国人を、在留資格変更許可が出る前に働かせ始める
- 在留期間満了日を徒過した後も雇用し続ける

対策

- 在留資格変更許可や資格外活動許可が出ないと就労できない場合は、採用時にその旨を**外国人に説明**しておく
- 在留期間満了日を正確に把握し、在留期間の管理は**極力自動化**する
- 在留期間の更新許可申請は外国人任せにしない